

# 家畜衛生だより

中央家畜保健衛生所  
村山地域家畜畜産物衛生指導協会  
〒990-2161 山形市漆山 736 番地  
Tel 023-686-4410/Fax 023-686-5715

令和3年9月発行

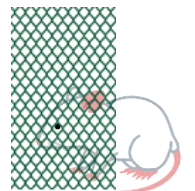
## 飼養衛生管理マニュアル の作成と周知徹底が必要です！

令和4年2月1日に、全ての鶏、その他家きんの所有者の皆様にも、「飼養衛生管理マニュアル」の作成と従業員や外部事業者への周知が義務付けられます。

【目的】農場で実施している衛生対策の手順を見える化した上で、農場の防疫や衛生管理を実効性あるものにする

### 〈マニュアルに盛り込む基本的な10項目〉

- ① 農場外での鶏、その他家きんの飼養及び狩猟の禁止
- ② 海外渡航時及び帰国後の対策
- ③ 海外からの肉製品の持込み禁止
- ④ 農場内への不適切な物品の持込み禁止
- ⑤ 可能な限り工具、機材等を農場内へ持ち込まない
- ⑥ 工具、機材、食品等を持ち込む場合の取り扱い
- ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- ⑨ 農場における防疫のための更衣
- ⑩ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類等



マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させるとともに、従業員や外部事業者がマニュアルを守れるよう印刷した冊子の配布や看板の設置等を行ってください。

## 令和4年1月末までに飼養衛生管理マニュアルの作成をお願いします。

《マニュアル作成例》※農林水産省HPより

令和〇年〇月〇日

**〇〇農場 飼養衛生管理マニュアル**

本農場の従事者及び衛生管理区域に入出入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに従うこと。

<b>1. 農場外での対策</b>	
○農場外の家畜等の取扱い禁止	P1
○海外からの肉製品の持込み禁止	P2
○海外渡航時及び帰国後の対策	P3
○農場内への不適切な物品の持込みの禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組	P4
○愛玩動物の飼育禁止	P5
<b>2. 衛生管理区域に入る際の対策</b>	
○入場時の動作フロー	P6
○車両入場時の動作フロー	P7
<b>3. 衛生管理区域の管理及び対策</b>	
○衛生管理区域内の整理・整頓	P8
○飼料対策（野生動物の誘引防止対策）	P9
○飲水対策（「飲用に適した水」の確保）	P10
○野生動物の侵入防止対策	P11
○死亡豚等への野生動物の接触防止対策	P12
○ねずみ対策	P13
<b>4. 衛生管理区域から出る際の対策</b>	
○出荷子豚における交差汚染防止対策	P14
○退場時の動作フロー	P15
○車両退場時の動作フロー	P16

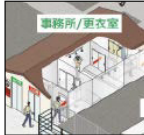

(別添)作業手順(SOP)及び緊急連絡先

〇〇農場 飼養衛生管理者 〇〇 〇〇

### 入場時の動作フロー

- 衛生管理区域に立ち入る者は、【記載】事務所入り口 等で手指の洗浄・消毒を行う。
- 【記載】事務所入り口 等に設置した台帳に日付、入場時刻、氏名、所属、目的を記帳する。  
なお、農場従事者は農場従事者用の台帳に記帳すること。
- 更衣室にて、専用衣服・靴・手袋を着用する。

※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・靴の着用方法は、添付の作業手順を参照すること。



業者ごとに設置された台帳

飼養衛生管理区域への出入履歴	
日付	氏名

こちらからダウンロードできます↓

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

☆マニュアル例の配布やアドバイスも行っております！☆

### 中央家畜保健衛生所

TEL 023-686-4410 (休日・夜間共通)

FAX 023-686-5715

